□　　□　　書（案）※協定書（案）

　○○自治会長　○○　○○（以下「甲」という。）と△△△△　株式会社　代表取締役　△△　△△（以下「乙」という。）は，次のとおり□□書（以下「本□□」という。）を締結する。

（信義・誠実の義務）

1. 甲及び乙は，信義・誠実をもって本協定を忠実に履行するものとする。

また，乙は国等が定めた再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン等及び「南九州市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」を遵守するものとする。

（施設改修）

第２条　乙は，説明会等で条件付きであった事項を含めて，甲から設置完了後において，施設改修の要望あった場合には，協議し改修を行うものとする。

（点検及び維持管理）

第３条　乙は，異常気象が予想される場合には，施設周辺を含めて点検を行い災害の原因となるものの補修等を行うものとする。また，年間を通して除草剤を使用せずに（※事前協議により記入する）草刈り等の維持管理を行うとともに，土砂流出防止に努めるものとする。

（災害時等の取扱い）

第４条　甲は，施設に起因する周辺地への異常を発見したときは，乙に連絡するものとする。乙は，速やかに当該異常を把握し，必要に応じて適宜，適切な措置を講ずるものとする。乙は，当該状況及び講じた措置等を遅滞なく甲に報告するものとする。

（発電終了後等の処理）

第5条　乙は，発電終了後において，施設を放置することなく，速やかに撤去処分することとする。なお，機器不具合等により修繕期間に不測の事態があった場合においても，施設周辺を含めて適正な維持管理を行うものとする。

（権利義務の承継）

第５条　甲及び乙は，合併・譲渡その他の理由により，この権利義務を承継する必要が生じたときは，この権利義務をその承継を必要とする者に承継する。

（疑義の処理）

第６条　甲及び乙は，本□□に定められた事項について疑義が生じたとき，又は本□□に定めのない事項について必要が生じたときは，その都度甲及び乙で協議のうえ，処理するものとする。

本□□の締結を証するため，本□□書を３通作成し，甲乙それぞれ記名押印のうえ，各１通を保有する。また，南九州市も保管管理することとする。

平成　　年　　月　　日

甲：　鹿児島県南九州市○○○○番地

○○○自治会長　　○○　○○　　　　　印

乙：　住　所

会社名

　　　　　　　　　代表取締役　△△　△△　　　　　　　　印